

## 6. 関連法令抜粋

### 6.1 建築基準法 (P34)

#### 6.1-1 第2条 用語の定義

(第一号 建築物、第二号 特殊建築物、第五号 主要構造部、第六号 延焼のおそれのある部分、第七号 耐火構造、第七の二号 準耐火構造、第八号 防火構造、第九号 不燃材料、第九の二号 耐火建築物、第九の三号 準耐火建築物)

#### 6.1-2 第26条 防火壁等

#### 6.1-3 第36条 この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準

### 6.2 建築基準法施行令 (P35)

#### 6.2-1 第2条第1項八

面積、高さ等の算定方法

#### 6.2-2 第107条一～三

耐火性能に関する技術的基準

#### 6.2-3 第107条の2一～三

準耐火性能に関する技術的基準

#### 6.2-4 第108条

防火性能に関する技術的基準

#### 6.2-5 第108条の2

不燃性能及びその技術的基準

#### 6.2-6 第109条の5

大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準

#### 6.2-7 第109条の7

大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準

#### 6.2-8 第110条

法27条1項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準

#### 6.2-9 第112条

防火区画 (第1項～第11項、第16項、第18項、第20項)

#### 6.2-10 第113条

木造等の建築物の防火壁及び防火床 (第2項)

#### 6.2-11 第114条

建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁 (第5項)

#### 6.2-12 第129条の2の4

給水、排水その他の配管設備の設置及び構造 (第1項第七号)

### 6.3 建設省告示 (P41)

#### 6.3-1 第1432号 H12.5.31

可燃物燃焼温度を定める件

#### 6.3-2 第1400号 H12.5.30

不燃材料を定める件

#### 6.3-3 第1401号 H12.5.30

準不燃材料を定める件

#### 6.3-4 第1402号 H12.5.30

難燃材料を定める件

#### 6.3-5 第1378号 H12.5.26

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件

#### 6.3-6 第1385号 H12.5.26

準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を定める件

#### 6.3-7 第1422号 H12.5.31

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件

### 6.4 建設省通達 (P44)

#### 6.4-1 住指発第682号 H12.6.1 建築基準法の一部を改正する法律の施行について

### 6.5 消防庁告示・通知 (P45)

#### 6.5-1 第2号 H17.3.25

特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件

#### 6.5-2 第4号 H17.3.25

特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件

#### 6.5-3 消防予第53号

令8区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて

### 6.6 国土交通省告示 (P47)

#### 6.6-1 第250号 平成27年2月23日

壁等の構造を定める件

#### 6.6-1 第193号 令和元年6月21日

建築基準法第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

#### 6.6-3 第694号 平成28年4月22日

強化天井の構造方法を定める件

### 6.7 国土交通省通達 (P48)

#### 6.7-1 平成27年5月27日国土交通省国住指第558号

#### 6.7-2 平成28年6月1日国土交通省国住指第669号

## 6.1 建築基準法

### 6.1-1 (用語の定義)

**第2条** この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
- 四 居室 居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。
- 五 主要構造部 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。
- 六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、1の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線(ロにおいて「隣地境界線等」という。)から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5メートル以下の距離にある建築物の部分を行います。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する部分を除きます。
  - イ 防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分
  - ロ 建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時ににおける火熱により燃焼するおそれのないものとして国土交通大臣が定める部分
- 七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
  - 七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能(通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第九号の三口において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 八 防火構造 建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能(建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄網モルタル塗、しつくい塗その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- 九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
  - 九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
    - イ その主要構造部が(1)又は(2)のいずれかに該当すること。
      - (1) 耐火構造であること。
      - (2) 次に掲げる性能(外壁以外の主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

- (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
  - (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
- ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七号第一項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。
- 九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。
- イ 主要構造部を準耐火構造としたもの
- ロ イに掲げる建築物以外の建築物であって、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

### 6.1-2（防火壁等）

**第26条** 延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床にあって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1,000㎡以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 耐火建築物又は準耐火建築物
- 二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
  - イ 主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの
  - ロ 構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの
- 三 畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの

### 6.1-3（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）

**第36条** 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

## 6.2 建築基準法施行令

### 6.2-1（面積、高さ等の算定方法）

**第2条** 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 八 階数 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の1/8以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。また、建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

### 6.2-2（耐火性能に関する技術的基準）

**第107条** 法第2条第七号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱がそれぞれ次の表に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

建築物の部分		建築物の階	最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上の階
壁	外壁（耐力壁に限る。）		1時間	2時間	2時間
	間仕切壁（耐力壁に限る。）		1時間	2時間	2時間
柱			1時間	2時間	3時間
床			1時間	2時間	3時間
はり			1時間	2時間	3時間
屋根			30分間		
階段			30分間		

- 一 この表において、第2条第1項第八号の規定により階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。
- 二 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間によるものとする。
- 三 この表における階数の算定については、第2条第1項第八号の規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。

- 二 壁及び床にあって、これらに通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分にあっては、30分間）加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が当該面に接する可燃物が燃焼するおそれのある温度として国土交通大臣が定める温度（以下「可燃物燃焼温度」という。）以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が1時間（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分及び屋根にあっては、30分間）加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものであること。

#### 6.2-3（準耐火性能に関する技術的基準）

**第107条の2** 法第2条第七号の二の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	45分間
	外壁（耐力壁に限る。）	45分間
柱		45分間
床		45分間
はり		45分間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

- 二 壁、床及び軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下この号において同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間（非耐力壁である外壁及び軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、三十分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る）及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

#### 6.2-4（防火性能に関する技術的基準）

**第108条** 法第2条第八号の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 耐力壁である外壁にあっては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

- 二 外壁及び軒裏にあつては、これらに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 30 分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

#### 6.2-5（不燃性能及びその技術的基準）

**第 108 条の 2** 法第 2 条第九号の政令で定める性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間次の各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしていることとする。

- 一 燃焼しないものであること。
- 二 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであること。
- 三 避難上有害な煙又はガスを発生しないものであること。

#### 6.2-6（大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準）

**第 109 条の 5** 法第 21 条第一項本文の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一次に掲げる基準

- イ 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間（通常火災終了時間が 45 分間未満である場合にあっては、45 分間。以下この号において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	通常火災終了時間
柱		通常火災終了時間
床		通常火災終了時間
はり		通常火災終了時間
屋根（軒裏を除く。）		30 分間
階段		30 分間

- ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあつては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあつては、30 分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
  - ハ 外壁及び屋根にあつては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後通常火災終了時間（非耐力壁である外壁（延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあつては、30 分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 二 第 107 条各号又は第 108 条の 3 第一項第一号イ及びロに掲げる基準

#### 6.2-7（大規模の建築物の壁等の性能に関する技術的基準）

**第 109 条の 7** 法第 21 条第 2 項第 2 号 の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。
- 二 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限り、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
- 三 壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

#### 6.2-8（法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の性能に関する技術）

**第 110 条** 主要構造部の性能に関する法第 27 条第 1 項 の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 次に掲げる基準

イ 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間（特殊建築物の構造、建築設備及び用途に応じて当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでに要する時間をいう。以下同じ。）（特定避難時間が45分間未満である場合にあっては45分間。以下この号において同じ。）
	外壁（耐力壁に限る。）	特定避難時間
柱		特定避難時間
床		特定避難時間
はり		特定避難時間
屋根（軒裏を除く。）		30分間
階段		30分間

ロ 壁、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。以下このロにおいて同じ。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁及び屋根の軒裏（いずれも延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）にあっては、30分間）当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。

ハ 外壁及び屋根にあっては、これらに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定避難時間（非耐力壁である外壁延焼のおそれのある部分以外の部分に限る。）及び屋根にあっては、30分間）屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

二 第107条各号又は第108条の3第1項第一号イ及びロに掲げる基準

## 6.2-9（防火区画）

**第112条** 主要構造部を耐火構造とした建築物、法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1500㎡を超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の二分の一に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1500㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
- 二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第13項において同じ。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2 前項の「1時間準耐火基準」とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

一 次の表に掲げる建築物の部分にあっては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ同表に定める時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る。）	1時間
	外壁（耐力壁に限る。）	1時間
柱		1時間
床		1時間
はり		1時間

- 二 壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）、床及び屋根の軒裏（外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除き、延焼のおそれのある部分に限る。）にあっては、これらに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること。
  - 三 外壁（非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分を除く。）にあっては、これに屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 1 時間屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。
- 3 主要構造部を耐力構造とした建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜きとなっている部分その他の一定の規模以上の空間が確保されている部分（以下この項において「空間部分」という。）に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして、第 1 項の規定を適用する。
- 4 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が 1 時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が 1 時間以上であるものを除く。）とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物（第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準（第 2 項に規定する 1 時間準耐火基準をいう。以下同じ。）に適合するものを除く。）とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第 2 号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあるものに限る。）、第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等（第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものを除く。）とした建築物で、延べ面積が 500 ㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 500 ㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画し、かつ、防火上主要な間仕切壁（自動スプリンクラー設備等設置部分（床面積が 200 ㎡以下の階又は床面積 200 ㎡以内ごとに準耐火構造の壁若しくは法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画されている部分で、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けたものをいう。第 114 条第 1 項及び第 2 項において同じ。））その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁を除く。）を準耐火構造とし、次の各号のいずれかに該当する部分を除き、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。
- 一 天井の全部が強化天井（天井のうち、その下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。次号及び第 114 条第 3 項において同じ。）である階
  - 二 準耐火構造の壁又は法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備で区画されている部分で、当該部分の天井が強化天井であるもの
- 5 法第 21 条第 1 項の規定により第 109 条の 5 第 1 号に掲げる基準に適合する建築物（通常火災終了時間が 1 時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第 27 条第 1 項の規定により第 110 条第 1 号に掲げる基準に適合する特殊建築物（特定避難時間が 1 時間以上であるものに限る。）とした建築物、法第 27 条第 3 項の規定により準耐火建築物（第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物、法第 61 条の規定により第 136 条の 2 第 2 号に定める基準に適合する建築物（準防火地域内にあり、かつ、第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物又は法第 67 条第 1 項の規定により準耐火建築物等（第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準又は 1 時間準耐火基準に適合するものに限る。）とした建築物で、延べ面積が 1000 ㎡を超えるものについては、第 1 項の規定にかかわらず、床面積の合計 1000 ㎡以内ごとに 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。
- 6 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分で、天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものについては、適用しない。
- 一 体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分
  - 二 第 1 項第二号に掲げる建築物の部分



- 7 建築物の11階以上の部分で、各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは、第1項の規定にかかわらず、床面積の合計100㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。
- 8 前項の建築物の部分で、当該部分の壁（床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。次項及び第14項第1号において同じ。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の2ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、前項の規定にかかわらず、床面積の合計200㎡以内ごとに区画すれば足りる。
- 9 第7項の建築物の部分で、当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、特定防火設備以外の法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画する場合を除き、同項の規定にかかわらず、床面積の合計500㎡以内ごとに区画すれば足りる。
- 10 前三項の規定は、階段室の部分若しくは昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）、廊下その他避難の用に供する部分又は床面積の合計が200㎡以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第7項の規定により区画すべき建築物にあっては、法第2条第九号の2ロに規定する防火設備）で区画されたものについては、適用しない。
- 11 主要構造部を準耐火構造とした建築物又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物であって、地階又は3階以上の階に居室を有するものの堅穴部分（長屋又は共同住宅の住戸でその階数が2以上であるもの、吹抜きとなつている部分、階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分をいう。以下この条において同じ。）については、当該堅穴部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。次項及び第13項において同じ。）と準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する堅穴部分については、この限りでない。
- 一 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きとなつている部分、階段の部分その他これらに類する部分でその壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの
  - 二 階数が3以下で延べ面積が200㎡以内の一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜きとなつている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する部分
- 16 第1項若しくは第4項から第6項までの規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁（第4項に規定する防火上主要な間仕切壁を除く。）若しくは特定防火設備、第7項の規定による耐火構造の床若しくは壁若しくは法第2条第九号の2ロに規定する防火設備又は第11項の規定による準耐火構造の床若しくは壁若しくは同号ロに規定する防火設備に接する外壁については、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅九十センチメートル以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。
- 18 建築物の一部が法第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。
- 20 給水管、配電管その他の管が第1項、第4項から第6項まで若しくは第18項の規定による1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁、第7項若しくは第10項の規定による耐火構造の床若しくは壁、第11項本文若しくは第16項本文の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は同項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、袖壁その他これらに類するもの（以下この条において「準耐火構造の防火区画」という。）を貫通する場合においては、当該管と準耐火構造の防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。



## 6.2-10（木造等の建築物の防火壁）

### 第 113 条

- 2 前条第 20 項の規定は給水管、配電管その他の管が防火壁又は防火床を貫通する場合に、同条第 20 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が防火壁又は防火床を貫通する場合について準用する。

## 6.2-11（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁）

### 第 114 条

- 5 第 112 条第 20 項の規定は給水管、配電管その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、同条第 21 項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。この場合において、同項中「特定防火設備」とあるのは、「第 109 条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 45 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

## 6.2-12（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

**第 129 条の 2 の 4** 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 七 給水管、配電管その他の管が、第 112 条第 20 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
  - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に 1m 以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
  - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
  - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間（第 112 条第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項まで、同条第 7 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 200 m<sup>2</sup>以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第 10 項（同条第 8 項の規定により床面積の合計 200 m<sup>2</sup>以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 m<sup>2</sup>以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第 18 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床にあつては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあつては 45 分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

## 6.3 建設省告示

### 6.3-1（可燃物燃焼温度を定める件）

#### 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1432 号

建築基準法施行令第 107 条第二号の規定に基づき、可燃物燃焼温度を次の通り定める。

建築基準法施行令第 107 条第二号に規定する可燃物燃焼温度は次の各号に掲げる区分と応じ、それぞれ当該各号に定める温度のいずれか高い方の温度とする。

- 一 加熱面以外の面のうち最も温度が高い部分の温度 摂氏 200 度
- 二 加熱面以外の面の全体について平均した場合の温度 摂氏 160 度

### 6.3-2（不燃材料を定める件）

平成12年5月30日建設省告示第1400号（平成16年9月29日国土交通省告示第1178号により改正）

建築基準法第2条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。

建築基準法施行令第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 コンクリート
- 二 れんが
- 三 瓦
- 四 陶磁器質タイル
- 五 繊維強化セメント板
- 六 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- 七 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 八 鉄鋼
- 九 アルミニウム
- 十 金属板
- 十一 ガラス
- 十二 モルタル
- 十三 しっくい
- 十四 石
- 十五 厚さが12mm以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- 十六 ロックウール
- 十七 グラスウール板

### 6.3-3（準不燃材料を定める件）

平成12年5月30日建設省告示第1401号

建築基準法第1条第五号の規定に基づき、準不燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建築基準法施行令（以下令という。）第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後20分間令108条の2各号に掲げる要件を満たしているもの
- 二 厚さが9mm以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。）
- 三 厚さが15mm以上の木毛セメント板
- 四 厚さが9mm以上の硬質木片セメント板（かさ比重が0.9以上のものに限る。）
- 五 厚さが30mm以上の木片セメント板（かさ比重が0.5以上のものに限る。）
- 六 厚さが6mm以上のパルプセメント板

第2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間令第108条の2第一号および第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 不燃材料
- 二 第1第二号から第六号までに定めるもの

### 6.3-4（難燃材料を定める件）

平成12年5月30日建設省告示第1402号

建築基準法施行令第1条第六号の規定に基づき、難燃材料を次のように定める。

第1 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後5分間建築基準法施行令（以下令という。）第108条の2各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 準不燃材料のうち通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間令 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たしているもの
- 二 難燃合板で厚さが 5.5 mm 以上のもの
- 三 厚さが 7 mm 以上のせっこうボード（ボード用原紙の厚さが 0.5 mm 以下のものに限る。）

第 2 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間令第 108 条の 2 第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。

- 一 準不燃材料
- 二 第 1 第二号及び第三号に定めるもの

### 6.3-5（耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法を定める件）

#### 平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1378 号

建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第六号の規定に基づき、耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法を次のように定める。

耐火構造の床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

- 一 給水管、配電管その他の管と耐火構造の床又は壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。
- 二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、耐火構造の床若しくは壁若しくは特定防火設備で建築物のほかの部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りではない。
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第 112 条第 21 項に規定する構造の特定防火設備が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

### 6.3-6（準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法を定める件）

#### 平成 12 年 5 月 26 日建設省告示第 1385 号

建築基準法施行令第 136 条の 9 の規定に基づき、準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法を次のように定める。

準耐火構造の壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 給水管、配電管その他の管と耐火構造の壁とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。
- 二 給水管、配電管その他の管の構造を建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、令 115 条の 2 の 2 第 1 項第一号に掲げる技術的基準に適合する準耐火構造の壁若しくは特定防火設備で建築物のほかの部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りではない。
- 三 換気、暖房又は冷房の設備の風道の耐火構造の床又は壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第 112 条第 21 項に規定する構造の防火設備（令 114 条第 5 項の規定において準用する令 112 条第 21 項に規定する構造の防火設備に限る。）が同項に規定する防火設備を設ける方法により設けられていること。

### 6.3-7（準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件）

#### 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1422 号

建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ロの規定に基づき、準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ロの規定に基づき建設大臣が定める準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）の外径は、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じ、それぞれ次の表に掲げる

数値とする。

給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する 床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分 耐火構造	1時間 耐火構造	2時間 耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質 塩化ビニル	5.5 mm以上	90 mm	90 mm	90 mm	90 mm
			6.6 mm以上	115 mm	115 mm	115 mm	90 mm
配電管		難燃材料又は硬質 塩化ビニル	5.5 mm以上	90 mm	90 mm	90 mm	90 mm
排水管及び排水 管に附属する 通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質 塩化ビニル	4.1 mm以上	61 mm	61 mm	61 mm	61 mm
			5.5 mm以上	90 mm	90 mm	90 mm	61 mm
			6.6 mm以上	115 mm	115 mm	90 mm	61 mm
	厚さ 0.5 mm以上の鉄 板で覆われている場 合	難燃材料又は硬質 塩化ビニル	5.5 mm以上	90 mm	90 mm	90 mm	90 mm
			6.6 mm以上	115 mm	115 mm	115 mm	90 mm
			7.0 mm以上	141 mm	141 mm	115 mm	90 mm

一 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造、2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。

二 給水管等が貫通する令第112条第16項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これに類するものは30分耐火構造とみなす。

三 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。

## 6.4 建設省通達

### 6.4-1 (建築基準法の一部を改正する法律の施行について)

#### 平成12年6月1日建設省住指発第682号

##### 第2 防火に関する基準の見直しについて

##### 1 材料、構造等に関わる技術的基準の整備について

- (1) 材料関係(法第2条第九号、令第1条第五号及び第六号並びに第108条の2並びに告示第1401号及び第1402号関係)

不燃材料、準不燃材料及び難燃材料について性能規定化を行い、改正法及び改正令においてそれぞれに必要な性能を不燃性、非損傷性、ガス有毒性の観点から明確化し、その技術的基準を定めるとともに当該技術的基準に適合するものとして、不燃材料等である建築材料の例示仕様を定めた。

##### (4) その他

##### ① 用語について

材料、構造等について性能規定化を行い、それぞれの有する性能の水準を明確化したことに伴い、改正後の法令における用語の使用に当たっては、上位の性能を有する材料、構造等は、下位の材料、構造等に包含されるものとして整理した。また、例示仕様においても同様に、上位の性能を有する材料、構造等については、下位の材料、構造等に含まれるものとして整理した。

#### 第4 建築設備に関する基準の見直しについて

##### 4 給水、排水その他の配管設備について

- (1) 防火区画等の貫通部の用いる配管の構造等について（令第129条の2の4第1項並びに告示第1412号及び第1422号関係）

給水管、配電管等が防火区画等を貫通する部分について性能規定を定め、防火区画を貫通する配管設備は、仕様規定に適合するもの又は性能規定に適合することについて建設大臣の認定を受けたもののいずれかとする事とした。また、一定規模以上の建設物に設ける風道等是不燃材料で造ることとする規定について、一つの住戸内のみのための風道等局部的に設けられる風道等への適用を除外することとした。

## 6.5 消防庁告示・通知

### 6.5-1（特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件）

#### 平成17年3月25日消防庁告示第2号

第3 通常用いられる消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることができる特定共同住宅等の位置、構造及び設備

省令第二条第一号に規定する特定共同住宅等は、その位置、構造及び設備が次の各号に適合するものとする。

- 一 主要構造部が、耐火構造（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であること。
- 二 共用部分の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）の仕上げを準不燃材料（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第333号）第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）としたものであること。
- 三 特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りでない。
  - (一) 床又は壁は、耐火構造であること。
  - (二) 住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から〇・五メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの（以下「ひさし等」という。）で防火上有効に遮られていること。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部（直径が〇・一五メートル以下の換気口等（防火設備が設けられたものに限る。）及び面積が〇・〇一平方メートル以下の換気口等を除く。）相互間の距離が、〇・九メートル以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
    - イ 上下に設けられた開口部（直径〇・一五メートル以下の換気口等及び相互間の距離が三・六メートル以上である開口部を除く。）に防火設備である防火戸が設けられていること。
    - ロ 住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものであること。
  - (三) 住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによること。
    - イ 開口部（(イ)から(ハ)までに掲げる換気口等を除く。）には、防火設備（主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。）である防火戸が設けられていること。
      - (イ) 直径〇・一五メートル未満の換気口等（開放性のある共用部分に面するものに限る。）
      - (ロ) 直径〇・一五メートル以上の換気口等であつて、かつ、防火設備が設けられているもの。
      - (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等
    - ロ 開放型特定共同住宅等（省令第二条第九号に規定する開放型特定共同住宅等をいう。）及び二方向避難・開放型特定共同住宅等（省令第二条第十号に規定する二方向避難・開放型特定共同住宅等をいう。）以外の特定共同住宅等の住戸等（共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。）にあつては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき四平方メートル（共用室にあつては、八平方メートル）以下であること。

- ハ ロの規定による一の開口部の面積は、二平方メートル以下であること。
- (四) 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによること。
  - イ 配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものであること。
  - ロ 配管等の呼び径は、二百ミリメートル以下であること。
  - ハ 配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径三百ミリメートルの円の面積以下であること。
  - ニ 配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁（住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。）に二以上設ける場合にあつては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径（当該直径が二百ミリメートル以下の場合にあつては、二百ミリメートル）以上であること。
  - ホ 床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の（イ）又（ロ）はに定めるところによるものであること。
    - （イ） 配管は、建築基準法施行令第129条の2の4第1項第七号イ又はロに適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で埋めること。
    - （ロ） 別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものであること。
  - ヘ 配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じること。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

**6.5-2（特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定める件）**

**平成17年3月25日消防庁告示第4号**

平成十七年消防庁告示第二号第三第三号（四）ホ（ロ）に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁並びに当該住戸等の床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を次のとおり定める。

**第1 趣旨**

この告示は、平成十七年消防庁告示第二号第三第三号（四）ホ（ロ）に基づき、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁（以下単に「床又は壁」という。）並びに当該床又は壁を貫通する配管、電気配線その他これらに類するもの（以下単に「配管等」という。）及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能を定めるものとする。

**第2 耐火性能**

平成十七年消防庁告示第二号第三第三号（四）ホ（ロ）に定める床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部が一体として有すべき耐火性能は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部に、特定共同住宅等において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に、加熱面以外の面に一定の火炎及び煙を出すことがなく、かつ、当該加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七条第二号に規定する可燃物燃焼温度をいう。）以上に上昇しないものであることについて、第三に定める耐火性能試験により確認された性能をいう。

**第3 耐火性能試験**

耐火性能試験は、次の各号に定めるところにより行うこと。

一 試験体は、次に定めるところによること。

- （一） 試験体の材料及び構成は実際のものと同じのものとし、その大きさは、長さ二千四百ミリメートル、幅千八百ミリメートル以上のものとする。
- （二） 試験体は、床又は壁並びに配管等及びそれらの貫通部の工事の施工方法と同一の方法により作製すること。

二 試験方法は、次によること。

- （一） 試験体に対して、別図に示す温度の加熱曲線により一時間火熱を加えること。
- （二） 判定基準は、次のイからハまでによること。

イ 遮炎性能

(イ) 加熱面以外の面に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないこと。

(ロ) 加熱面以外の面に十秒間以上継続して火炎が出ないこと。

ロ 遮煙性能

加熱時間における煙発生量を立方メートルで表した数値に減光係数を乗じて得た値が三立方メートル毎メートル以下であること。

ハ 遮熱性能

加熱面以外の面の温度が四百七十三ケルビンを超えないものであること。

### 6.5-3 (令8区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて)

#### 消防予第53号

##### 1 令8区画について

###### (2) 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通する事は、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は、次のとおりである。

ア 配管の用途は、原則として、給排水管であること。

イ 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。

ウ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径300mmの円に相当する面積以下であること。

エ 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm）以上であること。

オ 配管及び貫通部は、一体で、建築基準法施行令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。

カ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密を有するように施工すること。

キ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

## 6.6 国土交通省告示

### 6.6-1 第250号 平成27年2月23日 壁等の構造方法を定める件

第8令第112条第20項の規定は給水管、配電管その他の管が壁等を貫通する場合に、同条第21項の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合に準用する。

### 6.6-2 第193号 令和元年6月21日 建築基準法第21条第1項の規定に基づき、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件

ロ給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁（以下このロ及びハにおいて「防火区画」という。）を貫通する場合には、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(i) 75分以下である場合 強化せっこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を95%以上、ガラス繊維の含有率を0.4%以上とし、かつ、ひる石の含有率を2.5%以上としたものに限る。以下同じ。)を2枚以上張ったもので、その厚さの合計が42mm以上であるもの

(ii) 75分を超え、90分以下である場合 強化せっこうボードを2枚以上張ったもので、その厚さの合計が53mm以上であるもの



- (iii) 90 分を超え、105 分以下である場合強化せっこうボードを 2 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 55 mm 以上であるもの
- (iv) 105 分を超え、120 分以下である場合強化せっこうボードを 3 枚以上張ったもので、その厚さの合計が 61mm 以上であるもの

(2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び(1)に規定する防火被覆の外面に次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。

- (i) 75 分以下である場合強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が 21mm 以上であるもの
- (ii) 75 分を超え、90 分以下である場合強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が 25mm 以上であるもの
- (iii) 90 分を超え、105 分以下である場合強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が 28mm 以上であるもの
- (iv) 105 分を超え、120 分以下である場合強化せっこうボードを張ったもので、その厚さの合計が 31mm 以上であるもの

(3) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。

- (i) 鉄管又は鋼管であること。
- (ii) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に 1m 以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。
- (iii) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該予備配管の先端を密閉したものであること。

給水管等の用途			給水管		配電管		排水管及び排水管に付属する通気管		
覆いの有無							厚さ 0.5mm 以上の鉄板又は鋼板で覆われている場合		その他の場合
材質			難燃材料又は硬質塩化ビニル						
肉厚 (単位 mm)			5.5 以上 6.6 未満	6.6 以上	5.5 以上	5.5 以上 6.6 未満	6.6 以上	4.1 以上 5.5 未満	5.5 以上
給排水管等の外径 (単位 mm)	火災終了時間	固有通常 60 分以下である場合	90	115	90	90	115	61	90
		60 分を超え 120 分以下である場合	90	90	90	90	90	61	61

6.6-3 第 694 号 平成 28 年 4 月 22 日 強化天井の構造方法を定める件

二 給水管、配電管その他の管が強化天井を貫通する場合においては、当該管と強化天井との隙間をロックウールその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イからハまでのいずれかに適合するものとする。この場合において、同号ハ中「20 分間 (第 112 条第 1 項若しくは第 4 項から第 6 項まで、同条第 7 項 (同条第 8 項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に。)、同条第 10 項 (同条第 8 項の規定により床面積の合計 200 平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第 9 項の規定により床面積の合計 500 平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。)) 若しくは同条第 18 項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第 113 条第 1 項の防火壁若しくは防火床にあっては 1 時間、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁にあっては四十五分間)」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

6.7 国土交通省通達

6.7-1 平成 27 年 5 月 27 日国土交通省国住指第 558 号

(5) 壁等の区画貫通部の措置 (壁等告示第 8)

壁等告示第 8 では、壁等が遮熱性能を満たすため、給水管、配電管等が壁等を貫通する場合には壁等との隙間を

モルタル等の不燃材料で埋め、換気、暖房又は冷房の設備の風道が壁等を貫通する場合には防火ダンパー等を設けることを定めている。

## 6.7-2 平成 28 年 6 月 1 日国土交通省国住指第 669 号

### 第 2 防火・避難に関する規制の合理化関係

#### 3 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化

学校、ホテル等の防火上主要な間仕切壁の構造方法については、従来、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならないこととされている。今回の改正により、下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができる強化天井としたものについては、防火上主要な間仕切壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しないこととした。具体的には、「強化天井の構造方法を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 694 号）」において規定している強化せっこうボードを 2 枚以上重ね張りしている天井（総厚 36mm 以上）や、個別に令第 112 条第 4 項の規定による国土交通大臣の認定を受けた天井が強化天井として取り扱われることとなる。また、同告示第四号において、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分については、炎の侵入を有効に防止することができる構造とすることを求めており、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする必要がある。

- 一 照明器具の配線が強化天井を貫通する場合当該配線と天井との隙間を不燃性の材料で埋めること。
- 二 ダウンライト等の埋め込み型の照明器具を設ける場合又は天井換気口等に用いるダクト配管等を設ける場合次の表に掲げる開口面積に応じた防火被覆を設けること。

開口面積	防火被覆の仕様
100cm <sup>2</sup> 未満	厚さ 50mm 以上の不燃性の断熱材（密度 40kg/m <sup>3</sup> 以上のロックウール、密度 24kg/m <sup>3</sup> 以上のグラスウール等）又はこれと同等の性能を有する材料
100cm <sup>2</sup> 以上	強化天井と同等の防火性能を有する防火被覆

#### <参考文献>

- 1、今すぐ使える [改正建築基準法] 2000 年 10 月号 エクスナレッジ社
- 2、建築設備設計・施工上の運用指針 2019 年版 （一財）日本建築設備・昇降機センター
- 3、東京都建築設備行政に関する設計・施工上の指針 2003 年版 （一財）日本建築設備・昇降機センター
- 4、建築の試験・研究情報誌 GBRC 2015 Vol.40 No.4 （一財）日本建築総合試験所